

事 務 連 絡

平成 29 年 6 月 14 日

各正会員
事務局責任者 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
専務理事 森谷 賢

廃棄物焼却施設からの余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業の 二次公募開始について (周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物処理業における地球温暖化対策に効果的な対策として、廃棄物焼却施設から排出される余熱等を活用することが有効であります。

このような状況の中、標題に関する事業につきまして、本日、環境省より公募開始の周知依頼が、別紙のとおりございました。

つきましては、貴職におかれましても貴協会会員に対し周知頂く等、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、下記の連絡等をご確認頂ければと存じます。

記

【事業名】 廃棄物焼却施設からの余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業
(平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

【概要】 廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査する。また、廃棄物焼却施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要設備(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への補助を行う。

【URL】 <http://www.env.go.jp/press/104147.html>

【公募期間】 平成 29 年 6 月 8 日(木)～平成 29 年 7 月 7 日(金) 18:00 必着

【連絡先】 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 調査係
電話：03-3581-3351 (内線 6803)

(連合会担当：横山)

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 8 日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金による「廃棄物焼却施設からの余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業」の二次公募について（お知らせ）

平素より廃棄物行政に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

環境省では、廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱を、発電に供するのみならず、再生可能エネルギーとして地域の需要施設に供給し、地域の低炭素化を図ることを目的として、「廃棄物焼却施設からの余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業」を実施しています。

このたび、下記のとおり、「平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物焼却施設からの余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業）」の二次公募を行うこととしましたのでお知らせいたします。

本事業は、廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査します。また、廃棄物焼却施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための付帯設備及び需要設備への補助を行うものです。

つきましては貴団体傘下の会員に、本公募について周知いただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

記

1. 公募案件

平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金による「廃棄物焼却施設からの余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業」

2. 公募期間

平成 29 年 6 月 8 日（木）～平成 29 年 7 月 7 日（金）18 時必着

3. 問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 調査係
電話：03-3581-3351（内線 6803）

4. 参考ホームページ

URL：<http://www.env.go.jp/recycle/info/yonetsu/index.html>



廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

平成29年度予算額
400百万円（200百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱を、発電に供するのみならず、再生可能エネルギーとして地域の需要施設に供給し、化石燃料の使用量を削減することにより、**地域の低炭素化**を図る。また、この取組を通じて、地域の活性化及び雇用の創出にも繋がる、廃棄物焼却施設からの未利用エネルギーの活用を図る。

事業概要

廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査する。また、廃棄物焼却施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための付帯設備（熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等）及び需要設備（余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。）への補助を行う。

熱導管等の付帯設備により余熱等を供給する地域の需要施設は、廃棄物焼却施設の立地に応じて、工場、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に**大規模熱需要施設への余熱供給**や**複数の需要施設を組み合わせること**等による余熱の有効活用を行い、地域の低炭素化を図るとともに、**廃棄物焼却施設の多面的意義**（地域防災能力向上等）の確立を図る。

事業スキーム

- ① 廃棄物焼却施設からの余熱等の有効活用に係る実現可能性調査
- ② 廃棄物焼却施設からの余熱等の有効活用に係る設備等導入補助

● 補助対象

設計費、熱導管及び電力自営線、熱交換器及び受変電設備、需要設備（需要設備については余熱等を民間の廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。）

環境省



地方自治体
民間事業者（廃棄物処理業者）

補助割合：① 定額補助
② 1/2 補助

実施期間：平成28年度～平成32年度

イメージ

製造、加工
(高温利用)
熱のカスケード利用

生産(温室への低温利用等)

● 熱需要施設の組み合わせ利用



● 工場等への大規模熱供給



● 公共施設の低炭素化及び防災化



廃棄物焼却施設

期待される効果

- ・ 廃棄物焼却施設による未利用熱の有効活用
(CO2削減量：当該年度4,163t、2030年度169,986t)